

※非課税世帯にも関わらず減額認定証をお持ちでない方は、表2及び表3中の「一般」または「現役並み所得者」の区分が適用されます。ただし、後日、医療費のみ差額を高額療養費としてお返ししますが、手続きが必要ですので後ほど個別にご案内します。

※課税世帯で減額認定証の交付を受けられない方は、表2及び表3中の「一般」、3割負担の方は「現役並み所得者」の区分が適用され、その分が徴収されます。

| 【表2】入院時の医療費 | | |
|-------------|-----|--------------------------|
| 区 分 | | 自己負担限度額 |
| 現役並み所得者 | | 80,100円 + 1% (44,400円) ※ |
| 一般 | | 44,400円 |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅰ | 15,000円 |
| | 区分Ⅱ | 24,600円 |

※ +1%とは、「医療費総額 - 267,000円の1%」です。
また、()内の金額は過去12ヶ月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の限度額です。

| 【表3】入院時の食事代 (1食当り) | | | |
|--------------------|-----|-------|------|
| 区 分 | | 食事代 | |
| 現役並み所得者・一般 | | 260円 | |
| 住民税非課税世帯 | 区分Ⅰ | | 100円 |
| | 区分Ⅱ | 90日未満 | 210円 |
| | | 90日超※ | 160円 |

※過去12ヶ月で減額認定証区分Ⅱの交付を受けた期間のうち、通算して90日を超えて入院した場合に該当します。ただし、別途手続きが必要ですのでお尋ねください。

減額認定証に関わる病院でのお支払いについて《70歳未満の方》

減額認定証の申請手続きをして交付が決定されると、区分A・B・Cのいずれかに判定され、減額認定証の適用区分欄に記載されます。(右表1)

入院する際は、保険証と減額認定証を病院の窓口へ提出すると、病院側が適用区分欄を確認し、その区分に応じた医療費(下表2)や入院時の食事代(下表3)を徴収してくれます。

※減額認定証をお持ちでない方は、通常の3割負担で徴収されます。ただし、医療費のみ差額を高額療養費としてお返ししますが、手続きが必要ですので別途ご案内します。

| 【表1】減額認定証の区分 | |
|--------------|--|
| A | 同一世帯内の国保加入者の所得から33万円を差し引いた額の合計が600万円を超える世帯の方 |
| B | 住民税課税世帯に属するA以外の方 |
| C | 住民税非課税世帯に属する方 |

| 【表2】医療費 | |
|---------|------------------------------|
| 区 分 | 自己負担限度額 |
| A | 150,000円 + 1% (83,400円) (※1) |
| B | 80,100円 + 1% (44,400円) (※2) |
| C | 35,400円 (24,600円) |

※1 +1%とは、「医療費総額 - 500,000円の1%」
※2 +1%とは、「医療費総額 - 267,000円の1%」
()内の金額は過去12か月に3回以上高額療養費の支給を受けた場合の限度額です。

| 【表3】入院時の食事代 (1食当り) | | |
|--------------------|----------|------|
| 区 分 | | 食事代 |
| A・B | | 260円 |
| C | 90日未満 | 210円 |
| | 90日超 (※) | 160円 |

※過去12か月で減額認定証区分Cの交付を受けた期間の内、通算して90日を超えて入院した場合に該当します。ただし、別途手続きが必要ですのでお尋ねください。

入院時の病院でのお支払いに関する注意事項

入院した際の病院でのお支払いについては、上記表2の医療費と表3の食事代のほかに、病衣代などのいわゆる雑費や健康保険が適用されないもの(文書料など)も加わる場合があります。

問 合 せ

健康福祉課保険医療室 国保・医療グループ ☎ 4555